

令和2年2月7日

第6回議会報告会実行委員会
委員長 坂本 あずまお

第6回議会報告会実施報告について

議会報告会実行委員会において、令和元年12月18日に開催した第6回議会報告会の報告書（案）を作成したため下記のとおり報告する。

記

- 1 開催概要（日時・場所）
令和元年12月18日（水）18時30分～20時30分（18時開場）
グリーンホール 1階ホールで開催
- 2 当日来場者数
121名（参考：第5回議会報告会参加者数 110名）
- 3 報告書（案）
別紙のとおり
- 4 報告書の公表
区議会ホームページに報告書を掲載し公表する

第6回 板橋区 議会報告会

～区議会議員が揃う！会える！伝えられる！～

報告書（案）



日 時 令和元年 12 月 18 日（水）

18 時 30 分（18 時受付開始）～20 時 30 分

場 所 グリーンホール 1 階ホール

第6回 板橋区 議会報告会 報告書

I 開催日時・場所 等

II 報告会の概要

1. 開会にあたって（趣旨説明） 【坂本あずまお実行委員長】
2. 開会の挨拶【元山芳行議長】
3. 平成30年度決算調査内容の報告【成島ゆかり決算調査特別委員会委員長】
4. 第4回定例会から11月閉会中委員会の各委員会の報告
 - (1) 企画総務委員会【中村とらあき委員長】
 - (2) 区民環境委員会【荒川なお委員長】
 - (3) 健康福祉委員会【しば佳代子委員長】
 - (4) 都市建設委員会【間中りんぺい委員長】
 - (5) 文教児童委員会【高沢一基委員長】
 - (6) 議会運営委員会【安井一郎委員長】
 - (7) 特別委員会について【坂本あずまお実行委員長】

III 質疑応答

IV 閉会の挨拶【大田ひろし副議長】

V アンケート集計結果

VI 添付資料（当日配付資料）

第6回板橋区議会報告会次第

第6回板橋区議会報告会にご参加のみなさまへ ～お願い～

各常任委員会活動報告

各常任委員会運営次第

各特別委員会活動報告

よくある質問集（FAQ）

質問用紙

令和元年度第6回板橋区議会報告会アンケート

いたばし区議会だより（令和元年7月21日号、12月1日号）

広報いたばし（令和元年12月7日、12月14日号）

わたしたちの区議会（令和元年8月号）

※いたばし区議会だより、広報いたばし、わたしたちの区議会は、報告書への添付を省略する。

I 開催日時・場所等

日 時：令和元年 12 月 18 日（水）
18 時 30 分(18 時受付開始)～20 時 30 分
場 所：グリーンホール 1 階ホール
参加人数：121 名（議員含む）



写真) 一時保育の様子。事前申し込みで、グリーンホール 5 階別室で保育利用可能。

今年度 3 名利用。なお、手話通訳も事前申し込みで利用可能であるが、今年度は利用がなかった。

II 報告会の概要

1. 開会にあたって（趣旨説明）

- ・坂本あずまお議会報告会実行委員長より挨拶が行われたあと、本報告会開催の趣旨について説明がなされた。
- ・「わたしたちの区議会」の内容を紹介しながら、板橋区議会の区政上の位置付け、議会の役割、委員会の役割などが説明された。
- ・本報告会においては、令和元年第 3 回定例会から 11 月閉会中委員会までの委員会において行われた審査内容を報告し、特別委員会については文書報告を以て行う旨を説明した。
- ・質疑応答については、質問用紙を使って行うこととし、注意事項の説明、アンケートについての協力のお願いが述べられた。

2. 開会の挨拶

- ・元山芳行議長より本報告会に集まって頂いた方に謝辞が述べられた。
- ・本報告会は、改選後初の報告会であること、新たな議会構成について説明が行われた。46 名の区議会議員の平均年齢は 49.4 歳、女性議員は 14 名おり議員に占める女性の割合は 30%であること、また会派構成について述べられた。

議会報告会は、議員全員による運営であること、わかりやすい報告会を行うことを議会一丸となつて取り組んできたこと、さらに参加された皆様の意見をいただき、信頼される区議会、またより開かれた議会としていくと述べられた。

3. 平成 30 年度決算調査内容の報告 【成島ゆかり委員長】

それでは、平成 30 年度決算調査特別委員会の報告をさせていただきます。
決算特別委員会は、議会に提出された「決算」について、その認定審査のために設置される委員会です。全議員により構成され、のべ 6 日間にわたり集中的に審議を行いました。

決算調査特別委員会に付託された平成 30 年度の決算に係る案件について、各常任委員会と同じ構成員で構成される各分科会で調査・審議が行われました。

10 月 15 日は、企画総務、区民環境、健康福祉の 3 分科会が開かれ、企画総務及び区民環境分科会では、所管の一般会計決算を、健康福祉分科会では、所管の一般会計決算、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の各特別会計決算をそれぞれ調査いたしました。

翌、16 日は都市建設、文教児童の 2 分科会が開かれ、所管の一般会計決算をそれぞれ調査いたしました。

そして全議員が出席する総括質問への議論の場を移します。

総括質問は、10 月 23 日、24 日、25 日に行われ、13 名の委員が質問にたち、議論が行われました。各委員の質問内容については、お手元の区議会だよりの 6 ページに質問要旨が掲載されておりますのでご覧ください。

板橋区では総括質問においてもインターネット中継を取り入れ、広く区民の方への情報発信に努めております。そちらも合わせてご覧いただければと思います。

次に、平成 30 年度の板橋区一般会計、特別会計について簡単にご説明させていただきます。

区議会だよりの 7 ページをご覧くださいと思います。

まず、一般会計の決算状況を見てみますと、歳入は 2157 億 7200 万円、歳出は 2111 億 6500 万円で、前年度と比較して、歳入が、11 億 5200 万円(0.5%)の増、歳出が、21 億 2300 万円(1.0%)の増となっております。

歳入において、納税義務者の増加により特別区民税の増収、財政調整交付金、都支出金等が、増額となり、待機児童対策の推進や自立支援給付等に対応することができました。

次に国民健康保険事業特別会計についてです。

国民健康保険事業特別会計の決算は歳入が 616 億 6700 万円、歳出が 607 億 1100 万円で、前年度と比較して、歳入が 77 億 300 万円、歳出が 40 億 6400 万円の減でした。

次に介護保険事業特別会計についてです。

介護保険事業特別会計の決算は歳入が 403 億 3700 万円、歳出が 395 億 1100 万円で、前年度と比較して、歳入が 8 億 3200 万円、歳出が 9 億 700 万円の増でした。

次に後期高齢者医療事業特別会計についてです。

後期高齢者医療事業特別会計の決算は歳入が 118 億 3300 万円、歳出が 117 億 1400 万円で、前年度と比較して、歳入が 5 億 5500 万円、歳出が 5 億 4200 万円の増でした。

3 特別会計ともに毎年決算額が、拡大の一途をたどっております。

以上、分科会、決算総括質問での審議日程を経て、調査を終了し、委員会での表決を行い、賛成多数にて可決されました。

その後、本会議にて各会派から一般会計、3 特別会計について賛成討論、反対討論が行われ最終的な表決が行われ、平成 30 年度決算を賛成多数で可決しました。

各会派の意見の要旨、態度については同じく区議会だよりの 7 ページに掲載されております。

調査・審議の過程で各委員から様々な課題や具体的な提案や要望が出されました。示された提案、要望については十分に検討し区民の福祉の更なる向上を目指し、今後の区政運営に生かしていただくようお願いをいたしました。

以上で決算調査特別委員会の報告を終わります。

4. 第3回定例会から11月閉会中委員会の報告

(1)企画総務委員会 【中村とらあき委員長】

それでは企画総務委員会を代表して、令和元年第3回定例会及び11月閉会中に開催いたしました企画総務委員会での審査内容につきましてご報告申し上げます。企画総務委員会では政策の総合的な企画や調整及び評価、行財政全般、IT推進、人事管理、危機管理などのほか、ほかの委員会で属しない内容について審議しています。本報告では、時間の関係もございますので、概略となりますこと、ご了承ください。また事前配付の資料として企画総務委員会次第、資料、レジュメなど、ご参考いただきながら、お聞き頂ければ幸いです。

最初に定例会中に開催されました委員会につきまして、ご報告いたします。

9月27日の委員会では、会計年度任用職員に関する規定の整備等に関連し、各関連議案を一括して審査いたしました。同規定の整備は、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正化、一般職の会計年度任用職員等に関する制度の明確化といった、会計年度任用職員の規定を整備するものです。議案第76号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」等、11議案につきましては、全員異議なく、全会一致をもちまして原案のとおり可決すべきものとして決定致しました。

次に、陳情第37号「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情」について審議致しました。同陳情は小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置等、都市計画交付金の財源となっております。同陳情につきまして、全会一致をもちまして、採択の上、東京都宛て、意見書を提出することに決定いたしました。

次に、陳情第38号「核兵器禁止条約批准を日本政府に求める区議会意見書採択に関する陳情」につきましては、「本区は平和に対する意識を高く持っており、核廃絶に向けて行動で示すべき」等、採択を主張する意見と、「批准を求める意見書の提出については、政府の動向に注視し、その判断を尊重すべき」として不採択の意見があり、採決を諮ったところ、賛成多数をもちまして採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第51号「音楽ホール建設に関する陳情」につきましては、「文化施設の建設が困難な地域である」、「全区的に配置を考えていく必要がある」等意見が挙げられました。採決について諮ったところ、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第34号「日本政府に対して、国連の沖縄県民は先住民族勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情」及び陳情第42号「国内法の適用などを内容とする日米地位協定の改定を求める意見書の提出を求める陳情」につきましては、継続審査について諮ったところ、いずれも賛成多数をもちまして継続審査と決定いたしました。

ほか、陳情第46号「公共施設の配置検討エリアマネジメントについての陳情（前野ホールの件）」、陳情第49号「板橋区の公共施設再編計画に関する陳情」は継続となりました。

次に、陳情第56号「日本政府に香港の自由と民主主義を守る行動を求める陳情」につきましては、「他国の内政に関する内容であるため、本委員会が採択・不採択の態度表明を行うことはなじまない」として、各委員合意の上、結果を保留とし、継続審査の申し出を行わないことといたしました。

引き続き、10月2日の委員会についてご報告いたします。

初めに、補正予算に関連し、一括して審査いたしました議案第67号「令和元年度平成31年度東京都

板橋区一般会計補正予算（第3号）」等、3議案につきましては、いずれも全員異議なく、全会一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、閉会中に行われました、11月5日の委員会について申し上げます。陳情第49号「板橋区の公共施設再編計画に関する陳情」はすでに陳情の含意が満たされているとして、採決の結果、不採択となりました。ほか先に挙げました陳情につきましてはすべて継続となりました。

このほか、「板橋区の財務諸表（平成30年度）の概要について」「本庁舎周辺公共施設再編方針について」等の調査事件につきましては、全会一致で別途議長宛て、継続調査の申し出を行うことに決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

② 区民環境委員会 【荒川なお委員長】

第3回定例会、及び閉会中委員会の区民環境委員会の陳情、議案審査を中心に報告をおこないます。陳情第5号「清水町集会所の廃止延期に関する陳情」につきましては、採択との意見も出されましたが、大方の委員から、なお継続して審査すべきとの発言があり、継続審査について諮ったところ、賛成多数をもちまして、継続審査と決定いたしました。

陳情第50号「選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める意見書を国に提出することを要望する陳情」につきましては、全員異議なく、全会一致をもちまして、採択の上、国会及び政府宛て意見書を提出することに決定いたしました。

次に、板橋区役所前公衆喫煙所に関し、一括して審議いたしました陳情第27号「板橋区役所前駅公衆喫煙所設置を中止、撤去することを求める陳情」及び陳情第28号「板橋区役所前駅公衆喫煙所設置の説明会に関する陳情」につきましては、いずれも採択との意見も出されましたが、大方の委員からは、なお継続して審査すべきとの発言があり、継続審査について諮ったところ、いずれも賛成多数をもちまして継続審査と決定いたしました。

議案第71号「東京都板橋区印鑑条例の一部を改正する条例」につきましては、全員異議なく、全会一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号「東京都板橋区立体育施設条例の一部を改正する条例」につきましては、「対象を限定した施設利用から多目的利用施設への変更であり、適切な改正である」として、原案に賛成との意見と「施設整備に伴う有料化により、これまでの利用者が利用しにくくなることが懸念される」として、原案に反対との意見があり、表決の結果、賛成多数をもちまして原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、1委員より少数意見が留保されました。

その他にも、11月6日に開催された閉会中委員会で継続審査となった3本の陳情につきましては11月21日に開催予定の区民環境委員会で審議いたします。

また本委員会は、区議会だよりも掲載されていますが、8月21日から22日にかけて福岡県久留米市及び福岡県筑後市に赴き、久留米市では「文化交流施設久留米シティプラザの取組みについて」を、筑後市では「市民との協働によるクリーン作戦について」それぞれ視察してまいりました。

この視察で得ました貴重な見聞を、今後の委員会活動に生かしてまいりたいと存じます。

(3) 健康福祉委員会 【しば佳代子委員長】

健康福祉委員会について、報告いたします。19 ページから 22 ページになります。

健康福祉委員会は、健康生きがい部と福祉部を所管しています。

健康生きがい部は、長寿社会推進、健康推進、予防対策、健康福祉センター、おとしよりセンター、介護保険、国民年金、生活衛生などを所管し、予防対策を含めた健康全般、高齢者の介護に関する事など行なっています。

福祉部は、障がい者、福祉事務所を所管し、生活をはじめとする福祉にかかわる相談など受けています。

本年の第 3 回定例会では、報告事項 4 件、議案 2 件、陳情 6 件の審査を行いました。

報告事項の一つ、「(仮称) 板橋区いのちを支える地域づくり計画 2022」の素案については、地域の実情を踏まえ、国際社会共通の目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」が目指す「誰一人として取り残さない社会」の実現をめざし策定するものです。

これまでの自殺総合対策の取組に加え、地域ネットワークの強化や子ども・若者への支援など自殺対策支援の強化を進めていくものです。

陳情第 36 号「区立福祉園の民営化に関する陳情」は、区立福祉園の民営化について検討される経緯を各福祉園利用者家族に対して、説明会の開催を早急に求めるものです。

「公共施設等の整備に関するマスタープラン」に基づく個別整備計画においては、改築・大規模改修時期にとどまらず、民間活力の活用などを含めた検討を進めるとされており、「いたばし NO.1 実現プラン 2018」においては、実施計画事業として「福祉園の改修」が位置付けられ、平成 30 年度までに、改修方法・時期の検討を行うものとされていました。

その後、「いたばし NO.1 実現プラン 2021 (経営革新計画)」において、障がい者福祉サービスの充実と効果的・効率的な運営をめざし、区立福祉園の民営化を検討していくこととなっています。

陳情に寄り添った観点から様々な質疑が行われ、全会一致で採択されました。

陳情第 10 号板橋区において税金の有効活用となる受動喫煙防止策を講じることを求める陳情(受動喫煙防止策の件)は、板橋区において税金の有効活用となる受動喫煙防止策を講じるよう次の 2 点の要望を行うものです。

1 つ目は、子どものための禁煙外来治療費助成事業の実施を求めるもの、2 つ目は、小学生(希望者)への尿検査の実施を求めるものです。

1 つ目の項目につきましては、採択すべきとの意見もありましたが、大方の委員から継続して審査すべきとの意見がございまして、表決の結果、継続審査とすることに決定しました。

2 つ目の項目につきましては、採択にすべきという意見と、不採択にすべきとの意見、継続審査にすべきとの意見がありましたので、初めに継続審査について、はかったところ、賛成少数で継続審査とすることは否決されました。改めて継続審査とした委員に意見を求めたところ、不採択を主張するとのことで、表決の結果、賛成少数により不採択とすることに決定しました。

以上で報告を終わります。

(4) 都市建設委員会 【間中りんぺい委員長】

都市建設委員会の報告を致します。23 ページになります。

都市建設委員会は、主に都市整備と土木に関係する内容を担当する委員会です。

委員会として、災害に強い街づくりや、建築確認や建築指導、空き家などの老朽建築物対策、住宅政策に関連する内容のほか、大山周辺や JR 板橋駅西口、上板橋南口、高島平エリアの再開発など、街づくりに関する分野、また、河川等の管理や工事、水害・雪害対策、交通安全対策や放置自転車対策、公園整備や管理、緑化の推進、私道の整備や街頭管理に関係する内容について審議をする委員会です。

本日の議会報告会では、9 月 30 日、10 月 2 日、及び 11 月 11 日に行いました調査審議内容について報告致します。

3 日間の委員会において、陳情 10 件、議案 2 件、報告事項 6 件、調査事項 2 件を審議致しましたが、件数が多く内容も多岐にわたるため、主な内容について簡潔に報告致します。

先ず、羽田空港の機能強化により、板橋の上空を飛行機が飛ぶこととなりますが、陳情第 41 号「羽田空港の機能強化による増便計画の陳情」及び第 52 号「都心低空飛行問題に関する陳情」につきましては、「区に及ぼす影響を調査した上で区民への十分な調査を行うべき」として採択を主張する委員と、「国においても安全面に考慮した計画を進めており、増便に伴う区への来客数増加によって、経済効果も見込まれる」として不採択を主張する委員とで意見が分かれ、採択について諮った結果、賛成が少数で不採択となりました。

次に、「板橋南部地域にコミュニティバスの運行を求める陳情」につきましては、大谷口や北町などの交通不便地域、交通不便地域とは駅やバス停が近くにない地域を言いますが、区役所や文化会館などを繋ぐコミュニティバスの運行を要望する内容で、採択との意見もありましたが、運行ルートや路線バスとの重複などの課題もあるため、多くの委員から引き続き検討の必要があるとの事で継続となり、次回の委員会で再度審議する事になりました。

陳情第 15 号「高島平グランドデザインに関する陳情」につきましては、「旧高 7 小跡地を含む区有地活用について」及び「高島平緑地の今後の整備方針について」住民説明会の実施を求める内容でありましたが、グランドデザインが策定されて 3 年が経ちますが、計画の全容が見えず区民に伝えることが大切であり、本陳情については全会一致で採択となり、年内の住民説明会が予定される事となっています。

大山に関する陳情につきましては、「大山駅周辺地区の街づくりに関する陳情」「東武東上線大山駅付近の高架化計画に関する陳情」「駅前広場計画撤回の件」などについて審議を致しましたが、「意見書公表の件」「駅周辺整備への民意反映の件」「計画撤回の件」「公聴会開催の件」「駅前広場計画強行中止の件」「地下方式要望の件」等の陳情につきましては、「多数の住民が影響を受けるため、民意合意がなされないまま計画を進めるべきではない」として採択の意見と、「長期に渡り議論が深められており、都市計画審議会が出された答申を尊重すべき」として不採択の意見がありましたが、採択について諮った結果、賛成が少数で不採択となりました。

なお、「区の主体的な街づくりに関する件」「商店街とクロスポイント地区との連携の件」「都への地元要望働きかけの件」等の陳情項目につきましては、引き続き審議が必要という意見が多数でありましたので次回委員会においても継続して審議してまいります。

以上で都市建設委員会の報告を終わります。

(5) 文教児童委員会 【高沢一基委員長】

それでは、文教児童委員会の報告を行います。資料は 29 ページになります。

私達の委員会では、小中学校や幼稚園の教育・生涯学習・図書館などを所管する教育委員会と、保育園や子育て支援などを所管する子ども家庭部を対象に審議しています。今回の報告対象である令和元年第三回定例会及び 11 月閉会中委員会について報告します。

まず、9 月 30 日の委員会は午前 10 時に開会し、議案審査 4 件と報告事項 4 件について審議し、午後 1 時 40 分に閉会しました。

議案審査につきましては、区立大山西町保育園を民営化するために、条例の別表第一「大山西町保育園」の項を削る「議案第 73 号・東京都板橋区立保育所条例の一部を改正する条例」を審議しましたところ、「民営化により、保育環境の向上や待機児童解消に資する」として、原案に賛成との意見と、「民間園の保育士確保が難しい中であえて民営化することは到底理解できない」として、原案に反対との意見がありましたが、表決では賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、幼稚園教育職員の期末手当等支給と臨時的任用職員の特別休暇を規定するために、一括して審査しました「議案第 87 号・幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」と「議案第 88 号・幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、どちらも全員異議なく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、議員提案である「議案第 90 号・東京都板橋区高校生等の医療費助成条例」については、「義務教育終了後の教育費の負担は大変重いため、子育て世帯の支援策を拡充する必要がある」として、原案に賛成との意見と、「社会保障費の増加が見込まれる中で既に実施している他区と同様の基準で高校生等の医療費助成を行うことは困難である」として、原案に反対との意見があり、表決の結果、賛成少数により否決すべきものと決定しました。

報告事項は、区立小茂根図書館敷地内の通路で発生した事故による示談処理に関する「専決処分」の報告について、「教育委員会の動きについて」、「いじめの重大事態に係る調査経過について」、「文教児童委員会関係補正予算概要について」の 4 件に関して、それぞれ所管する課長から報告を受け、各委員が質疑を行いました。

続いて、11 月 11 日の閉会中の委員会は、午前 10 時 00 分に開会し、「『いたばし子ども未来応援宣言 2025』第 2 編『子ども・子育て支援事業計画』編 第 2 期（素案）について」、「教育委員会の動きについて」、「令和元年 特別区人事委員会勧告の概要について」の 3 件に関して、それぞれを所管する課長から報告を受け、各委員が質疑し、午後 1 時 43 分に閉会しました。

以上で文教児童委員会の報告を終わります。

(6) 議会運営委員会 【安井一郎委員長】

議会運営委員会の報告をいたします。33 ページになります。

議会運営委員会は、議会の運営に関することについて審査を行う委員会で、9 名の委員で構成されています。主な審査内容としましては、定例会ごとの提出案件、本会議や委員会の運営、請願・陳情の付託先、議会の日程、議会の運営に関する請願や陳情などについて議論を行っています。

本年の 9 月から 10 月にかけて開会されました第 3 回定例会では、9 月 13 日、10 月 3 日、10 月 10 日、10 月 28 日の計 4 日間にわたり、議会運営委員会を開会し、提出のあった 5 件の陳情や、議会の運営

に関する事項について審査を行いました。配布資料の 33 ページに議会運営委員会の主な審査項目を記載した資料を添付しています。本日は時間の関係もございますので、本資料に基づきまして、10月3日に開会されました議会運営委員会の陳情審査の概要について報告を行います。

まず初めに、陳情第 35 号、政党・政治家・議員による災害救援募金活動のルール化を求める陳情ですが、陳情の概要としましては、大規模災害時における政党・政治家・議員の募金活動について、共通ルールを設けることを求めるという内容です。議論の結果、不採択にすべきとの意見も出ましたが、大方の委員から継続して審査すべきとの意見があり、表決の結果継続審査とすることに決定しました。

続きまして、陳情第 43 号、陳情等の区議会 HP 上での公開を求める陳情、陳情第 11 号、陳情等の区議会ホームページ上での公開を求める陳情についてです。現在、板橋区議会では、受理した請願・陳情について、その件名や付託委員会、審査結果等を区議会ホームページ上で公開しています。本陳情の概要としましては、個人情報を除く、請願や陳情の内容を区議会ホームページ上で公開することを求めるという内容です。

議論の結果、議会の ICT 化及び情報公開に関する検討部会を別途設置した上で議論を進めていくべきなどの意見が出され、全委員異議無く継続して審査すべきとの意見があり、表決の結果、継続審査とすることに決定しました。

続きまして、陳情第 32 号、委員会のインターネット中継を求める陳情についてです。現在、板橋区議会では、本会議や予算・決算に関する特別委員会について、区議会ホームページ上でインターネット中継を行っています。本陳情の概要としましては、常任委員会および議会運営委員会についてもインターネット中継を求めるという内容です。

議論の結果、先ほどの陳情と同様に議会の ICT 化及び情報公開に関する検討部会において議論を進めていくべきなどの意見が出され、全委員異議無く継続して審査すべきとの意見があり、表決の結果、継続審査とすることに決定しました。

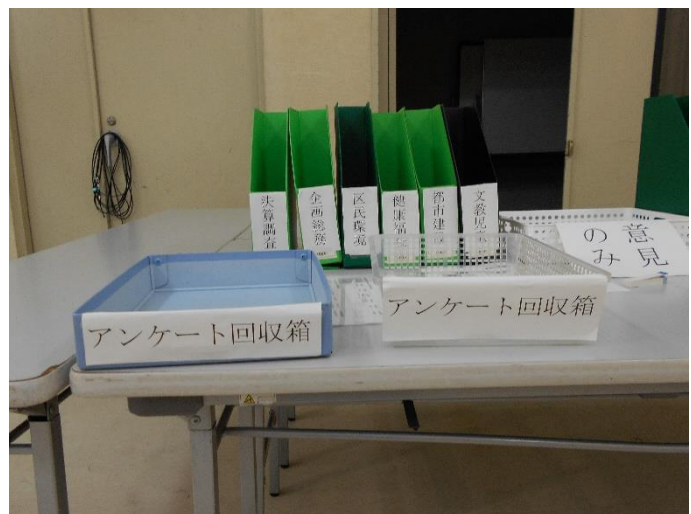
最後に、陳情第 33 号、板橋区議会議員の政務活動費の収支報告書に加え、「会計帳簿」および「領収書その他の証拠書類」を板橋区議会のホームページで公開することを求める陳情についてです。現在、板橋区議会では、政務活動費の収支報告書のみを、区議会ホームページ上で公開を行っています。本陳情の概要としましては、これに加え、「会計帳簿」および「領収書その他の証拠書類」の公開を求めるという内容です。

議論の結果、先ほどの陳情と同様に議会の ICT 化及び情報公開に関する検討部会での議論を進めていくべきなどの意見が出され、全委員異議無く継続して審査すべきとの意見があり、表決の結果、継続審査とすることに決定しました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

(7) 特別委員会について

- ・坂本あずまお実行委員長より特別委員会の建議理由については説明が述べられ、各委員長の紹介が行われた。(ここで10分程、来場者が質問用紙を記入する時間を取った後、質問用紙を回収した)



(写真は当日のようす)

Ⅲ 質疑応答

質疑応答は、参加者が質問用紙に記入し、各委員会に振り分け、委員長等が回答する形で行われた。本報告書では、質問、回答は要旨で報告する。(質問数 企画総務 4、区民環境 5、健康福祉 1、都市建設 6、文教児童 3、議会運営 7、子ども家庭支援 1)

○小学生からの質問があり、閉会時間が 20 時 30 分と遅い時間なので先に意見の紹介を行った。

Q. 文教児童議案第 90 号の否決の理由があまり伝わりませんでした。(意見の紹介なので、答えは特になし)

Q. 僕は小学 6 年生です。勉強のために来ました。僕も 1 か月前に陳情を出しました。5 項目出して、4 項目が採択、1 項目が継続審査でした。僕はうれしかったけれど、すごいのか、あまりわかりませんでした。だけど議会報告会に来たら、反対意見がないのに継続審査でした。

A. この陳情は第 4 回定例会へ提出された陳情であり、今報告会では扱わないとなっているため答えることができません。

○企画総務委員会へ

Q. 今年 9 月 27 日陳情第 56 号はいったん保留と聞きましたが昨年 12 月 17 日千葉市議会は同じ性質の決議を全会一致で採決したこと、また 9 月 27 日以降、香港の動向をふまえて審査の進捗や方向性についてお聞きしたいです。またインターネットで陳情が公開されていないため本陳情をご紹介していただけないか。

A. 本陳情の趣旨は、香港政府は逃亡犯条例の改正案を正式に撤回すると発表しましたが、これは香港市民が要求するうちのひとつでしかなく、他の要求は受け入れられていない。また香港が 1997 年に英国から返還された際に、50 年間は 1 国 2 制度を維持し言論の自由等が保証されているが中国政府はこの約束を反故にしている。日本政府は早急に米国英国等と連携し香港の自由と民主主義を守る国際世論の形成に尽力し、中国による覇権主義を抑制するため意見書を日本政府に提出することを求める内容となっている。

このことに関しまして委員の中から協議会の開催の提案があり(協議会というのは、陳情が審議に値するかどうかを協議するもの。非公開。)結論として、本陳情につきましては香港や中国の内政に関する内容であり、本委員会が採択不採択の態度表明を行うことには馴染まないことから結果を保留することに全会一致で決定した。保留ということは、これ以上審議を続けることは難しいということで、審議はしないということになる。よって審査の進捗や方向性に関しましては保留ということで一切進んでいないということになる。

Q. 先日の台風の時桜川地区では桜川中学校が避難所に指定されましたが同中学校はハザードマップで浸水域とされているので水害時の避難所として妥当ではなかったのではないのでしょうか

A. ハザードマップで浸水域とされていることについて確認のうえ答える。今ここには詳細に判断する材料がないので、後程。

後日回答

板橋区地域防災計画（風水害編）では、指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を指定することとしています。ハザードマップでは、桜川中学校は想定浸水深が 20cm から 50cm の場所に立地していますが、これら様々な要因を考慮し、風水害時でも支障なく避難所運営ができるものとして避難所として指定がされています。ただし、今後、想定浸水深が変更となった場合には、区において避難所の指定を検討します。

Q. 今年台風 19 号関東上陸の経験は災害対応の必要性を痛感させられました。これまでの対応は大地震を前提にしたものが中心だったと思いますが、気候変動の進捗を考えると水害対応も緊急の課題だと思いました。また私の認識では災害対策は板橋区行政が主管するものではありませんが、地域の町会自治会も運用に深く関与しています。防災対策について区議会の責任と役割は何なのか、またどのような議論や活動をされているのか教えていただきたい

A. まず高齢者対応をどのようにしていくのか、また福祉避難所をどのように活用していくのか、またペットを今回避難所に同行する方が多くいらして、飼育場所の選定といったこと、また校庭に水が溜まったのでバリアフリーの観点など、こうした教訓を議会の中で議論をしている最中。またタイムラインの新しい策定なども進められている。

Q. 都民税区民税(住民税)を減税してほしい

A. 都民税は東京都の管轄、税率は国が決めるので答えるのは難しいが、そこも踏まえて考えていきたい。

○区民環境委員会へ

Q. 区内全域でのたばこの路上等の禁煙条例化はできないのか。お隣の北区では既に条例化されている。路上での受動喫煙防止、ポイ捨てによる道路の景観問題がある。禁煙は世の中の趨勢である。

Q. 区の受動喫煙について、どのように対処しているのか

Q. 受動喫煙についてうかがいます。東京オリンピックパラリンピックの開催が近づいていますが区内では路上喫煙、たばこのポイ捨てがやむ気配がありません。スポーツの祭典に合わせて受動喫煙の危険性を今まで以上にアピールしていただきたい。化学物質過敏症の人たちは受動喫煙により体調を崩して

寝込むほどの症状を起こしています。ご検討のほどよろしくお願ひします。

A. 受動喫煙に関する質問なのでまとめて答える。板橋区では、路上喫煙全面禁止にはなっていない。東京都の条例に従って、受動喫煙防止できるような方向性にしていく。

Q. 選択的夫婦別姓を国に対して審議をしてほしいという意見書が採択されました。この意見書がどう
いうものだったのか

A. いま手元に意見書がないので、ホームページ等で確認してほしい。

(板橋区議会、意見書のページから見るができます。

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/100/100226.html)

Q. 昨年8月に、第三回定例会ではないのですが、区民集会所の増設を求める陳情書が採択をされ、執
行機関に送付することになっています。しかしながら本日現在に至るまで当件の進捗状況や結果につい
て回答はありません。議会としてあるいは地域振興課から陳情者への説明報告はあつてしかるべきと思
います。いかがでしょうか

A. 本報告会では答えることができないが、何らかの形で報告できるようにしたい。

○健康福祉委員会へ

Q. 「板橋区いのちを支える地域づくり計画 2022」の素案について、どのような意見や議決報告があつ
たか？また、SDGsとの取り組みと連携していく方針であるか？

A. 配布資料19ページの1番に関してのご質問を頂いた。こちらは「報告事項」になるので議決結果と
いうものはない。SDGsとの取り組みについては、地域ネットワークの強化とか、子ども・若者への支
援、ということを進めていくとう報告があつた。

なお、意見として「いじめや自殺を体験された方からの共通のサインというものがある。ご本人からサ
インとなった事柄を聞くことでその後の活動の糧になると思う」というご意見を頂いた。

○都市建設委員会へ

Q. 羽田空港の機能強化において都心を低空飛行する新ルート計画について国交省は住民の納得をもつ
て進んでいると言つて3月29日より実施すると公表したが、板橋区において板橋区議会は住民が納得
していると思つているのか。

A. 反対や不安の声も頂いているので納得されていない方もいるだろうし、そもそも知らないという声
も頂いている。板橋区としては騒音と航空機からの落下物の問題があると認識している。騒音に関し
ては羽田空港の空港国際着陸料金を値上げしてその分を低騒音機に国として導入していくことで騒音を
低くすることを計っているほか、板橋区内にも一か所、赤塚で騒音測定局を設置してどれくらいの騒音

になるかということホームページ上で公表をしていくことになっている。

Q. 「2月より乗客を乗せて新ルート飛ばす計画について板橋区議会はどう考えているか。区民の生命、命の安全を最優先に、この問題を率先してほしい。何か起きてからでは取り返しがつかないので。」

A. 安全性に対しては世界に類を見ないほどの安心基準だといわれているが、万が一、落下物があった場合の補償制度、また、すみやかな被害救済のための補償費立替制度、見舞金制度も運用が開始されている。

Q. 「飛行機が板橋上空を通ることに対して、区として区民への話を聞く機会は持つのか」

A. 区民の皆様への話を聞く機会は持つのか、ということに対しては板橋区として国にこれまでも、またこれからも説明会をしてください、という要望を引き続きしている。パネル展示型、それから今日のような教室型と言われる二つについてこれからも要望をしている。また、来年1月中旬に、板橋区内で3日間、住民説明会も開催することが決定しているので、そういった場で区民の皆様の見解をお伺いをしていく機会を設けている。

Q. 東上線立体に対することで30年も必要な理由は

A. 今後のスケジュールに関することと思いき、それに対してお答えをさせて頂く。令和13年に東上線立体化が工事完了するというような予定で進んでいる。

Q. 高島平グランドデザインとUR団地建替えの関連はどうなっているのか、また、区とURがお互いに相手の状況をみているというように言っているがどうなのか、UDCTakとはどのような性格のものか

A. 高島平団地が竣工から50年が経ち基盤整備も老朽化していくことで将来的に発生するであろう問題も予測しながら持続的な発展をする地域として大きな転換が必要となっていく、その全体的な枠組みを高島平グランドデザインという。

高島平団地建替えに関してはURの問題なので区が全部決められることではないが、旧高島第7小跡地をひとつ種地として、そこに機能を置き換えながらURの団地全体を建て替えていくという話も出ている。ただ、はっきりしたことはまだ決まっていないのが現状。

また、UDCTakとは、アーバンデザインセンター高島平というものであるが、専門家が主導し、そのもとで「民・学・公」の多様な主体が連携してまちの将来像を描き、実現するまちづくりのプラットフォームである。学識経験者と、それから公共、あとは民間が一緒になってこれからのまちをデザインしていく、といったものがUDCTakと呼ばれるものである。

Q.コミュニティバスの運行について、運行に伴うお金はどれくらいかかるのか

A. 今回陳情頂いているコミュニティバスに関しては、まだどのくらいの予算がかかるかといったような具体的なものではない。そもそも委員会の中でも、コミュニティバスのかたちが、果たして一番合理的なのか、タクシーなども使ったやり方もあるのではないかと、というような意見も出ていて、予算を組んでいるような状態ではないので、まだ運行に伴うお金というところでは出ていないところがある。

○文教児童委員会へ

Q. 私立高校無償化の基準を引き上げて欲しい。

Q. 学校の先生が長期で休む場合はどうなるのか？自習と聞いている。北区は臨時の先生が来るのに。

Q. 児童館を旧保健所の後に建設してほしい。色々な遊びができて楽しいと思います。

A. 本報告会で扱う範囲外となるので、答えられません。ご意見として受け止めさせていただきます。

○議会運営委員会へ

Q. 僕は議会をいかしてレッドムーン役に立てばと思いました。先日、NHKで陳情の審議をしているところを見ましたがその見物をできるのですか。皆区民などに子供にも陳情などを出す権利もあることを伝えてほしい

A. どなたでも議会を傍聴することができます。陳情を出す権利について、開かれた区議会として様々な方法を用いて伝えていく。

Q. 議長や副議長の交代期間はどれくらいですか

A. 議長副議長の1回の任期は2年間、議員の任期は4年なのでその間に2年ごとに代わる。

Q. いたばし区議会だよりを拝読しました。審議の大半が区長提出議案による条例、請願、陳情にあてられており、議員提出議案の条例の審議は1件にとどまっております。区議会議員はもともと身近は代表者なので区民の声が直接反映できる条例を議員提案としてより多く出していただきたいのですが、区議会として議員提案の条例を出しやすくできるような環境作りは何か取り組んでいますか

A. 議員提案の条例は定例会の告示前までに出せば、いつでも出すことができます。

Q. 国や都に委ねるばかりで板橋区として地域課題を進んで解決しようとする主体的な姿勢が足りない。自治能力が低いのではないかと。板橋区議会には地域に住み暮らす区民の生活に目を向け、声に耳を傾け、それにある地域課題を見出し区民の生活がより豊かになり良質になる策を考えるべきではないでしょうか

A. 議会に対する要望として受け止める。

Q. 議長の挨拶の中で会派所属議員の議員数の紹介の中で板橋区議会自由民主党議員団が 16 名と話されました。資料 1 議会だより 5 ページ②わたしたちの区議会、18 ページでは 17 名となっています。無所属議員は 2 名と話されていましたが資料では 1 名です。移動議員名を紹介してください

A. 自民党の高山しんご議員が本人の申し出により会派を離脱いたしましたので、無所属となり今現在 2 名となっている。

Q. 第 2 回目で議長は交通費と車の送り迎えがあり、とのことであつたがその結果は。

A. 交通費は出ていない。費用弁償の支給がある。議長が公用車を利用することに関する規定は特に設けられていないが、議長には区議会の会議のほか、議長の公務として出席する会議、行事等が年間相当数あり、議長の効率的な公務執行と移動時間の安全確保のため、自宅および会議等の開催会場への送迎は公用車を利用している。費用弁償は地方自治法で職務を遂行するに要する費用を弁償する、と規定されている。区議会では地方自治法の趣旨に基づいて板橋区議会議員報酬および費用弁償等に関する条例 7 条 3 項で、本会議、常任委員会および特別委員会に出席したとき等の準備連絡調整および移動等にかかる経費を含め 1 日につき 3 千円の費用弁償を支給となっている。費用弁償は単に交通費の支給のみでなく、準備や連絡調整に要する経費を含めて支給されており、公用車を利用する議長もこの費用が支給されている。

Q. 陳情第 33 号について、目黒区では領収書まで公開していませんが会計帳簿と支出内訳を公開しております。このような目黒区と同様の方向であれば実現可能性は高くなりますか

A. 議会運営委員会で議論している最中で、ICT 化および情報公開検討部会というものを立ち上げた。部会でその内容を審議しているところ。議員報酬についての質問があつたが、報告会の内容とはかけ離れているので、この質問をされた方は必要であれば後程私に声をかけて欲しい。

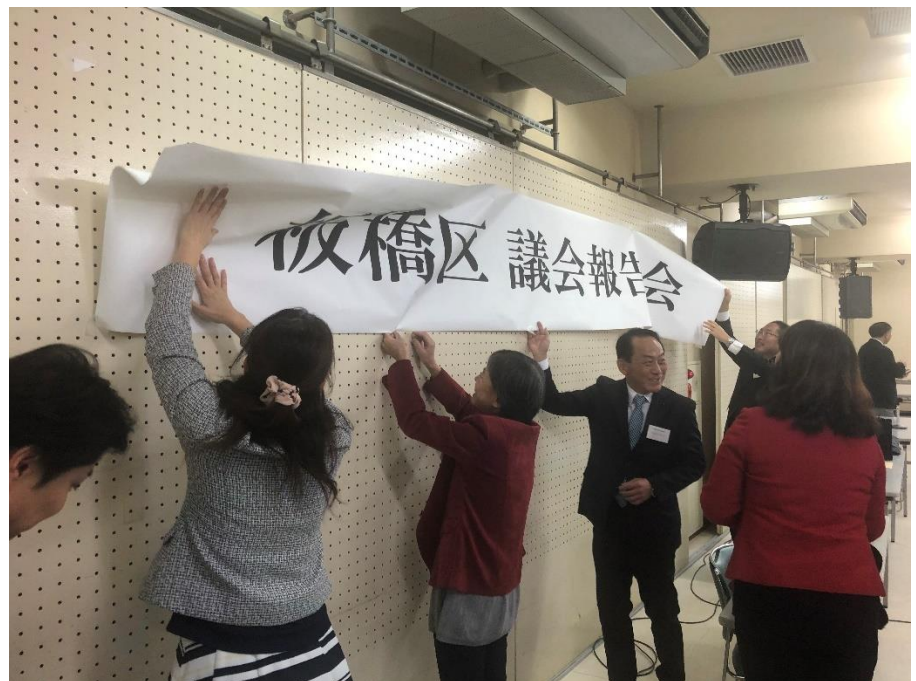
○子ども家庭支援調査特別委員会へ

Q. 親の調査、その子の親のサポートはどうなっているのか？委員長はなぜ女性でないのか？委員に女性は何名か？

A. 親の支援も委員会の調査範疇となっている。委員もその質問をし、所管から答弁が出ている。私が女性でなくて申し訳ないが、委員会の委員長は各会派で話し合つてポストをどう取るか決めている。民主クラブに女性がないのでこうなってしまった。委員に女性は 4 名いる。

IV 閉会の挨拶

- ・大田ひろし副議長より、本報告会に参加して頂いた方々への謝辞が述べられた。次回開催は、令和2年5月15日、本庁舎11階第一委員会室で開催予定であることが述べられた。



(写真は当日のようす)

V アンケート集計結果

令和元年度 第6回板橋区議会報告会アンケート結果

アンケート協力者 53名

Q1 住所

① 区内 29名

板橋	2
大谷口北町	1
大山町	2
大山東町	1
小茂根	1
栄町	1
坂下	1
桜川	1
高島平	1
徳丸	1
清水町	2
中板橋	2
仲宿	1
中丸町	1
成増	1
蓮根	1
蓮沼町	1
東山町	1
富士見町	1
前野町	2
三園	1
本町	1
四葉	1
大和町	1
区内町記入無し	22

② 区外 2名

Q2 性別

① 男 40名

② 女 12名

Q 9 質疑応答の方法について

- | | |
|-------------|-----|
| ① 分かりやすかった | 19名 |
| ② どちらともいえない | 12名 |
| ③ 分かりにくかった | 9名 |

Q 10 所要時間について

- | | |
|------------|-----|
| ① 長かった | 1名 |
| ② ちょうど良かった | 36名 |
| ③ 短かった | 5名 |

Q 11 議会報告会全体の評価について

- | | |
|-------------|-----|
| ① 評価する | 24名 |
| ② どちらともいえない | 9名 |
| ③ 評価しない | 4名 |

Q 12 次回の開催場所の希望について (複数回答あり)

- | | |
|------------|-----|
| ① グリーンホール | 31名 |
| ② 文化会館 | 8名 |
| ③ アクトホール | 1名 |
| ④ 高島平区民ホール | 2名 |
| ⑤ 区役所 | 8名 |
| ⑥ その他 | 3名 |

Q 13 議会報告会の参加回数について

- | | |
|-------|-----|
| ① 1回目 | 27名 |
| ② 2回目 | 6名 |
| ④ 3回目 | 8名 |
| ⑤ 4回目 | 1名 |
| ⑥ 5回目 | 4名 |

議会報告会へのご意見やご要望、または感想など

- 特別委員会の報告も行ってほしい。
- もっと区民と議員さんが直接対話する方式にしてください。
- プレートに書いてある議員の名前が、細くて見えづらい。
- 報告が一方的。結論にいたった背景なども、丁寧に説明してほしい。
- 継続審議となった陳情が、どうなったかわからない。審議されているのかも伝わってこない。
- 聴くひとの立場にたって報告会とはなっていない。
- 資料を割愛しすぎている。
- 性別欄の記入は、男女の2つだけでは不適當。(2件)
- 資料を事前に公開してほしい。質疑にもっと時間を使えるようにするため。
- 区民と議員のグループディスカッションなど、いまの仕組みを変える企画を。
- 委員会をネット公開してほしい。ヤジも議事録に残すべき。
- 議会報告会は年1回しか行われぬのに、第三回定例会から11月の閉会中委員会までしか行われぬのはおかしい。
- 様々な地域で開催してほしい。
- 子どもたちも参加していたので、土日の開催、日曜の日中の開催も。
- 採択の結果について、行政が実施したかどうか報告すべき。行政が実施されて、完結したといえるのではないか。
- 全体的に説明不足の点が多い。
- 区議が本当に全員いるかどうかわからない。
- 眠そうにしている議員がいた。

VI 添付資料（当日配付資料）